

6 消安第 4457 号  
令和 6 年 11 月 6 日

食品安全委員会  
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 小里 泰弘

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる飼料添加物を含む飼料に係る飼料一般の成分規格及び製造の方法の基準を改正すること。

二ギ酸カリウム



(参考)

## 飼料添加物二ギ酸カリウムを含む飼料に係る飼料一般の成分規格及び製造の方法の基準の改正に関する食品健康影響評価の意見聴取について

### 1. 経緯

二ギ酸カリウムは、ギ酸とギ酸カリウムから合成される結晶性の粉末である。消化管内での菌の増殖を抑える静菌作用により、飼料添加物として豚に給与することで、飼料が含有している栄養成分の有効な利用を促進することが期待される。

国内では、平成 20 年に体重がおおむね 70kg 以内の豚（種豚育成中のものを除く。）用の飼料添加物として 1.8%の添加上限で指定されている。

海外では、欧州においてほ乳期子豚用飼料に 0.6%、子豚用及び肥育豚用飼料に 0.6%、母豚用飼料に 1.2%の添加上限で使用が認められている。その他、現在、オーストラリア、中国、台湾、フィリピン、ベトナムなどでも飼料添加物として使用されている。

今般、事業者から、当該飼料添加物の対象家畜について、豚（肥育豚及び種豚を含む全ての豚）用への適用拡大の要望があった。

なお、本改正については、令和 6 年 3 月 11 日に農業資材審議会より適当との答申を得たところである。

### 2. 改正の概要

二ギ酸カリウムについて、全ての豚用飼料に添加することができるよう、かつ、豚（種豚を除く）用飼料へ 1.8%、種豚用飼料へ 1.2%の添加上限で添加

することができるよう、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の飼料一般の成分規格及び製造の方法の基準を改正する。なお、この改正は、各飼料添加物の成分規格等についての改正を含まない。

### 3. 今回の審議に伴い追加で提出された資料

- ・ 国際機関の評価に関する資料
- ・ 効果を裏付ける野外応用試験（豚）
- ・ 対象家畜を用いた飼養試験（豚）

なお、今回の改正で対象家畜となる肥育豚・種豚に対する安全性については、今回の審議に伴い追加で提出された資料により、農業資材審議会で評価され、問題ないとされた。

### 4. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正等必要な手続を進める。